

～日本からお越しの皆様へ～ 安全の手引き

平成 26 年 1 月
在中国日本国大使館

この「安全の手引き」は、中国を訪れる皆様の安全を守る一助として作成したものです。中国に限らず、海外では、「自分の身は自分で守る」が基本です。本手引きが皆様のご参考になれば幸いです。

なお、最新の安全情報等は、当館等にお問い合わせ(下記連絡先参照)いただくか、当館ホームページ http://www.cn.emb-japan.go.jp/index_j.htm にアクセスし確認ください。

【はじめに: 渡航前の心構え】

◎ 日中関係についての基礎知識を理解しましょう

最近では、尖閣諸島を巡って中国国内で反日感情の高まりが見られるほか、7月7日は盧溝橋事件、9月18日は柳条湖事件(満州事変)が起きた日等、中国では日本との関係で歴史問題に焦点が当たりやすい(関係各地で記念の行事が行われる)日があることにも注意をしてください。

◎ 日本とは違う社会制度、生活習慣であることを理解しましょう

トラブルに巻き込まれた際の処理についても、日本と処理の違う場合が多く、日本と違うからといって不満を募らせるだけでは前向きな対応が滞り、解決策が見いだせません。中国の社会制度や生活習慣を理解することが重要です。

◎ 自身の身を守るため海外旅行保険に加入しましょう

中国においては、医療機関に係る場合は、高額な医療費が必要な場合があるほか、日本への緊急移送が必要な場合には、数百万円の費用が必要になります。不測の事態が発生した場合に備え、海外傷害保険に加入することをお勧めします。なお、クレジットカードには、海外旅行保険特約の付いたものがありますが、保険適用期間、疾病・事故等の原因による適用基準等サービスの範囲はカードのより様々ですので、保険内容を確認しておきましょう。

【在留届(変更届、帰国届)の提出とメールマガジン登録のお願い】

海外に3ヶ月以上滞在する邦人は、必ず管轄(注)の大使館又は総領事館へ在留届を提出していただく必要があります。在留届は事件や事故に遭った場合等に、必要に応じて緊急連絡先(関係者)への連絡を行うために使われます。迅速な邦人援護を行うために、住所や電話番号等に変更が生じた場合には変更届を、日本へ帰国する場合には帰国届を、それぞれ当館までご提出下さい。

また、当館では安全情報、休館日のお知らせなどの情報をメールマガジンにて随時提供しております。希望される方は、メール配信サービス(メルマガ)の登録をお願いします。

在留届の提出については→http://www.cn.emb-japan.go.jp/consular_j/zairyu_j.htm

メール配信サービスへの登録→<http://www.mailmz.emb-japan.go.jp/cmd/cn.html>

(注)在中国各公館の管轄地域→https://www.cn.emb-japan.go.jp/aboutus_i.htm

【中国滞在中の注意事項】

1. 中国における犯罪について

一般的に、中国の治安は比較的良いとされておりますが、中国の国土は広く、地域によっては1万人規模の暴動が発生したとの報道がなされる等、その土地によっては著しく違う場合もあるので、滞在される地域の情報を入手するよう心がけてください。なお、新疆ウイグル自治区、チベット自治区には、渡航情報(【十分注意してください。】)が出されています。

渡航情報はこちら→外務省海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp/>

★邦人被害・トラブルの例

◎ 空港での被害(スリ等)

→ 空港では、旅券の出し入れが頻繁に行われることから、エレベーター内やタクシー乗り場で並んでいる際等に旅券を盗難される場合も多いので注意をしましょう。また、両替や記念撮影をする場合も、置き引きに注意し、荷物は目の届くところに置き、貴重品は体から離さないようにしましょう。

◎ タクシー等での被害(荷物の持ち去り、ぼったくり)

→ 「白タク(不法営業タクシー)」には乗らないようにしましょう。また、スーツケース等をトランクから出さないうちに走り出すケースもあるため、荷物をすべて取り出してから料金を支払うようにし、領収書は必ず受け取りましょう。

→ 目的とは違う場所に連れて行かれ、高額な料金を要求された等のケースもあるので、可能な限りタクシーは1人では乗らないようにしましょう。

→ 故宮付近等で客引きをしている三輪車に安価な値段を提示され乗車した結果、ぼったくりに遇う等の事例も発生しています。移動に不便が生じることが予想される場合には事前に旅行会社に手配をお願いする等、対策を講じましょう。

◎ 町中等での被害(ひったくり、置引、ぼったくり「バー」)

→ 町中でも、人混みが多いところですり、ひったくり等が発生していますので、貴重品は分散して持ったり、リュック等は前に抱えて持つなどの注意が必要です。また、展示会等のために出張に来て、パソコン等が盗難に遭うケースもありますので、高価な持ち物は目の届くところに置く等しましょう。

→ 繁華街の路上で、「日本語を勉強しているので教えてくれないか。」などと若い女性に片言の日本語で声をかけられ、一緒に入店した飲食店で高額な料金を請求される例もあります。「客引き」について行ったところ「バー」やマッサージ店で数十万円のお金を脅し取られる(カードで支払わせられる)ケースもあります。怪しい誘いは、はっきりと断りましょう。

◎ カラオケ、マッサージ等でのトラブル(「買春」は違法です。)

→ 中国各地では、横に女性が座ってサービスをするカラオケ店があります。中には、売春行為を誘う店もあるようですが、買春は中国では違法であり、「治安管理条例」の適用を受けます。同法によって、原則として10日以上15日以下の拘留に加え、5000元以下の罰金に処せられます。更に国外退去となり、一定期間入国禁止となるケースもあります。

→ また、一般の情報誌に掲載されているマッサージ店でも性的な行為を伴うマッサージ店もあります。これらの行為も上記同様の処罰の対象になります。そのような行為を誘われても、はっきりと断ることが肝要です。

◎ 偽札被害

→ 銀行等のATMやタクシー内での偽札被害が発生しています。

ATMで偽札が出てきた場合は、その場を離れずに直ちにATMに掲示されている連絡先に通報して下さい。

タクシー降車時に料金支払いのために100元札を渡したところ、「これは偽札だ」と言って返され、偽札にすり替えられている事案が報告されています。タクシーに乗車する際は小額紙幣を準備し、トラブル回避に努めましょう。

◎ 詐欺

→ 様々な形での詐欺事件が発生しています。

裁判所や警察を名乗り、名指しで電話がかかってきても、相手側の身元が明らかでない場合には、クレジットカードや銀行のキャッシュカードの番号及び暗証番号等を明かさない。多くの場合は振り込め詐欺と考えられますが、不安な場合は、相手側の所属先等を聴取し、所属先の代表電話をインターネットや番号案内で調べて、自分から電話をかけ直す等の対応をしましょう。

2. 中国に滞在中に思わぬトラブルに巻き込まれないための注意事項

日本と同様の感覚で滞在し、思わぬトラブルに巻き込まれることもあります。以下の点に注意しましょう。

(1) 外出には旅券を携帯しましょう

中国に在留又は短期滞在する16歳以上の外国人は必ず居留証又は旅券を携帯し、警察官の検査に備えなければならず、違反に対しては警告、500人民元以下の罰金、情状が重い場合、限期出境(期限付きで出国させる処罰)を併科するとされています。紛失、盗難には注意しつつ旅券を携行してください。

(2) 中国では臨時宿泊登記が必要です

外国人旅行者が中国で宿泊する際にはパスポートを提示した上で、臨時宿泊登記をしなければいけません。外国人が宿泊することを認められたホテルの場合は、宿泊登記の際に必要な事項を記入すれば、ホテルから公安当局に提出されますが、友人宅や会社社宅などに宿泊する場合には管轄する派出所に到着後24時間以内に届け出なければなりません。届出がない場合には最高2000元の罰金が科せられる規定があります。

(3) 中国には旅行制限地域があります

中国には外国人の立ち入りが制限される未開放地区があります。未開放地区に行く場合は、ビザ取得の段階で申請するか、入国後最寄りの公安局に申請して旅行証明書の発給を受けます。旅行証明書の発給を受けずに未開放地区に入ると、場合によっては国外退去処分を受けます。

(4) 軍事関係施設等への立ち入り、写真撮影等が禁止されています

開放都市・地区であっても軍事施設等は立ち入りが厳しく制限されており、軍事関係の施設・設備は写真撮影・スケッチが禁止されています。

また、GPSを含む「観測機器」の無許可使用は中国の法令(測量法)違反となり、逮捕される可能性があります。

(5) 日本とは違う交通ルールと交通事情に注意しましょう

中国では、右側通行や赤信号時の右折可など、日本と交通規則が異なる上、車の信号無視、歩行者や自転車の無理な横断、整備不良車両の運行、高架道路での速度超過や無理な追い越し、突然の停

車など、交通マナー上の問題が見られ、いつ交通事故に巻き込まれてもおかしくない状況と言えます。歩行中や横断中は左右後方から近づいてくる車両に十分注意するなど、自己防衛に努める必要があります。

万が一交通事故を起こしてしまった際には、交通警察(122)に通報し、その指示に従ってください。

(6) 日中間の政治状況に注意しましょう

日中両国間で政治的な問題が発生している際には、日本の大使館や総領事館、企業や商店を標的としたデモ等が発生することがあります。町中でそのような事態を見かけた場合には、極力近づかないようにしてください。

平時においても、中国人の中には日本人に反感を抱く人もいますので、日本人同士で会話する際は、大声で日本語で会話するのが適当な場所なのかどうか、時と場所を考慮することが必要です。また、「バカ」や「ばかやろう」といった言葉は、相手をののしる言葉として広く浸透しています。思わぬトラブルになることがありますので注意が必要です。

特に2012年8月以降は、尖閣諸島を巡って中国国内で中国人の反日感情が高まり、各地で抗議デモが発生する他、日本人が暴行を受けた、日本人をタクシーには乗せないとか宿泊させない等の事案も発生しています。

※ 日中関係で焦点の当たる主な日は以下のとおりです。

- 5月4日(1919年) 5・4運動(反帝国主義、反封建主義運動)
- 5月9日(1915年) 対華二十一カ条要求を最後通牒で受諾した日
- 6月5日(1941年) 重慶爆撃
- 7月7日(1937年) 盧溝橋事件
- 8月12日(1978年) 日中平和友好条約締結
- 8月13日(1937年) 第二次上海事変
- 8月15日(1945年) 終戦記念日
- 9月2日(1945年) 降伏文書に調印
- 9月3日(1945年) 抗日戦争勝利日
- 9月18日(1931年) 満州事変(柳条湖事件)
- 9月29日(1972年) 日中共同声明発出
- 12月8日(1941年) 太平洋戦争開始(真珠湾攻撃)
- 12月9日(1935年) 十二・九運動(五・四運動に次ぐ規模の抗日学生デモ)
- 12月13日(1937年) 南京入城(中国では南京大虐殺記念日とされている)

3. 中国出入国時の注意事項

(1) ビザ免除での滞在期間は15日、オーバースティには注意してください

一般パスポートをお持ちの日本国民は、中国での滞在日数が入国日を起算日として15日を超えない場合、入国ビザが免除されることになっています。中国に來訪し、滞在期間が15日を超える場合、或いは留学、就労、定住、取材目的で中国に渡航する場合は、予め日本又は第三国にある中国大使館・総領事館においてビザを取得する必要があります。滞在期間が過ぎてからの期間延長(ビザ等の延長)は困難なほか

りでなく、罰金(1日500元、上限1万元)、さらには、悪質と判断された場合、拘留、強制退去、再入国の制限対象になることがあります。自身の有する滞在資格、滞在可能な期間については、しっかりと確認しておく必要があります。また、滞在期間の延長は申請すれば必ず認められる訳ではありませんので注意が必要です。

(2) 長期滞在と居留許可

就労、留学、家族滞在等長期滞在のためのビザで入国した場合は、入国後30日以内に居留地の公安局に申請して、「居留許可」を取得する必要があります。入国時に使用したビザだけでは、長期滞在出来ませんので特に注意が必要です。

また、「居留許可」の延長手続は、地域によっても異なりますが、公安局での手続に15営業日が必要となる地域があります(受領証が発行されますが、手続期間中は旅券を公安に預けることになるために、国外への移動は不可能となり、中国国内の移動にも支障がでる場合があります)。また、法令上、延長手続は居留許可の期間満了の1ヶ月前までに行うことになってますので、注意が必要です。

(3) 出入国時の持ち出し・持ち込み制限に注意してください

- 外貨については、5千米ドル相当を超える外貨(円やドル等)を持ち込む場合は、税関で申告が必要です。持ち出しは、5千米ドル相当を超え1万米ドルまでの場合は、預金銀行での許可証の取得が必要です。1万米ドル相当を超える場合は、外貨管理局の許可を受けた上で、預金銀行での許可証の取得が必要です。人民元については持ち込み、持ち出しともに2万元までに制限されています。帰国の際に残った人民元を外貨(円やドル等)へ換金する場合は、中国の主要都市から出国する場合のみ可能です(主に空港内の銀行で可能)。外貨から人民元への換金した際の換金証明書「兌換水単」が必要になりますので、きちんと保管しておきましょう。
- 武器、中国の政治・経済・文化・道徳に有害な印刷物やフィルム(ポルノ含む)等及び麻薬類等は持ち込み禁止です。
- 貴重文物(文化財。古美術・骨董品類)、絶滅に瀕する貴重動植物(標本を含む。)及びその種子・繁殖材料等は持ち出し禁止です。貴重文物を国外に持ち出すと、処罰(懲役刑、罰金等)の対象となります。古美術・骨董品等の文物を購入する場合には、海外への持ち出しが可能であることを証明する文書等を購入先から受け取っておく必要があります。

※規制薬物(覚せい剤、ヘロイン、大麻、LSD等)の持ち込みは重罪です

薬物の製造、所持、運搬、譲渡、輸出入等に対しては、死刑や無期懲役を含む極めて重い刑が規定されています。使用については、15日以下の拘留又は2千元以下の罰金(又は併科)となっていますが、使用に伴う所持や譲渡と併せて立件された場合、死刑を含めた極めて重い刑に処せられます。

(4) 出国制限

中国に滞在中の日本人が民事・経済紛争に絡んで民事訴訟を提起されたりすると、その訴訟が結審するまで、あるいは判決に基づいて支払いやなすべき行為が命じられたような場合には、その支払いや行為が行われるまで、法院(裁判所)から出国禁止措置がとられることがあります。その際、場合によってはパスポートを差し押さえられることもあります。

この制度は、債務者の海外逃亡による執行難の回避を目的としたものであり、法規上は特段外国

人だけを狙い撃ちしたものとは言えませんが、日本の国内法にはない制度なので、たとえば中国でビジネスを展開する上で訴訟案件等が生じた場合は、専門家や弁護士などから法的なアドバイスを受ける必要もあるでしょう。

4. もしも犯罪、事故に巻き込まれてしまったら

- 万一強盗やひったくり、すりなどの被害に遭った場合は、相手が凶器を所持している場合もあるので、身の安全を第一に考え、むやみに抵抗しないようにする。
- 何らかの事故又は犯罪被害に遭った場合は直ちに最寄りの派出所や公安局に届け出てください。交通事故の届け出はもとより、各種犯罪被害の届け出等は、あまり時間が経過していると、現場確認あるいは被害確認等が難しくなるため、事案の手がかりを減らし、解決への道を狭めます。事故や犯罪に遭ったら直ちに被害届を出しましょう。クレジットカード等の盗難の場合には、各発行会社のサービスセンターにすぐに報告をすることが必要です。
- パスポートを紛失等した場合には、最寄りの派出所、管轄の公安局、大使館（領事館）での手続きが必要となります。一連の手続きには数日間あるいはそれ以上の日数が必要となり（旧正月休み、労働節休み、国慶節休みは、中国側の公的機関も休みとなり、通常以上の日数が必要となります）、直ぐに出国（航空機等による中国内移動含む）ができないことから、十分にご注意下さい。

（それぞれ以下から必要な情報を取得してください。）

- ◎パスポート紛失時の手続き→http://www.cn.emb-japan.go.jp/consular_j/passflow_j.htm
- ◎日本語のできる弁護士リスト→http://www.cn.emb-japan.go.jp/consular_j/lawyer_j.htm
- ◎各地公安局連絡先→http://www.cn.emb-japan.go.jp/consular_j/passflow_kanrisho_j.htm
- ◎カード会社連絡先→http://www.cn.emb-japan.go.jp/consular_j/credit_card_j.htm
- ◎医療機関（北京）リスト→http://www.cn.emb-japan.go.jp/consular_j/hospital_j.htm
- ◎医療アシスタンス・緊急移送会社→http://www.cn.emb-japan.go.jp/consular_j/assistance_j.htm

【緊急事態への対応について】

（緊急事態とは）

不特定多数の人々が巻き込まれる大規模な災害、事件・事故、各種デモ（反日デモを含む。）、及び新型インフルエンザの発生などのように、予測が困難で突発的に発生し、解決に一定の時間を要したりするような深刻な事態をいいます。

◎常日頃からの準備が重要です

- 会社などにおいては、緊急事態発生を想定したマニュアルの作成をお勧めします。もちろん緊急事態の態様や状況によって異なりますが、連絡先、集合場所、空港への交通手段確保の方法等を決めておくと緊急事態が発生した場合でも慌てることなく冷静に対応できます。
- 大地震発生時や新型インフルエンザ等の流行時には、交通機関や医療機関、商店を含めて社会的機能が混乱することが予想されるため、米や水、インスタントラーメンなどの食料品類、マスクや常備

薬などの日用品・医薬品類、その他防災用グッズとして必要と考えられるものを、最低2週間分備蓄しておくことが望ましいとされています。一般的に1日に必要な飲用水は3リットルとされています。

◎緊急事態が発生した場合は、まずは正確な情報を入手しましょう

→ まず、緊急事態への対応で最も大切なことは、正確な情報を入手することです。中国では正確な情報を入手する手段が限られる場合がありますが、そのためには、NHKの国際放送、インターネットの利用等がありますが、これらの情報が入手困難な場合には、短波によるNHKのラジオ国際放送『NHKワールド ラジオ日本』のニュースや「海外安全情報」も有益です。特に「海外安全情報」には外務省や大使館などからも積極的に情報提供を行っています。短波放送の受信が可能なラジオを準備、持参するようお勧めいたします。

短波放送に関する情報→<http://www3.nhk.or.jp/nhkworld/japanese/radio/shortwave/>

→ 当館では、具体的には以下の手段で在留邦人の皆様にお伝えすることとしています。

- 当館ホームページへの掲載
- 在留届で登録された連絡先への連絡
- メールマガジンによるメール送信(当館ホームページから登録できます。)
- 各地日本人会や日本人学校等の連絡網を通じた伝達
- 北京においては、緊急連絡拠点公寓を通じた連絡

◎当館からの連絡が確実に入手できるよう、長期滞在の方は在留届の登録を、旅行を予定されている方はメールマガジンに登録されるか、緊急事態の発生時に連絡できるよう旅行日程、連絡先を本邦のご家族等に必ず残してください。

【在中国各公館の連絡先と管轄地域】

○ 在中国日本国大使館 (010)8531-9800(代表)

在中国大使館領事部：

- (010) 6532-5964 (邦人保護)
- (010) 6532-6539/6964 (パスポート、証明、戸籍、在外選挙)
- (010) 6532-6402 (残留日本人孤児、保健、衛生)
- (010) 6532-2007 (日本入国ビザ)

北京市、天津市、陝西省、山西省、甘肅省、河南省、河北省、湖北省、湖南省、青海省、
新疆ウイグル自治区、寧夏回族自治区、チベット自治区、内蒙古自治区

○ 在上海総領事館 (021)5257-4766(代表)

上海市、安徽省、浙江省、江蘇省、江西省

○ 在広州総領事館 (020)8334-3009(代表)

広東省、海南省、福建省、広西チワン族自治区

○ 在瀋陽総領事館 (024)2322-7490(代表)

遼寧省(大連市を除く)、吉林省、黒龍江省

○ 在重慶総領事館 (023)6373-3585(代表)

重慶市、四川省、貴州省、雲南省

○ 在大連出張駐在官事務所 (0411)8370-4077(代表)

大連市

○在青島総領事館 (0532)8090-0001(代表)

山東省

○在香港総領事館 (+852)2522-1184(代表)

香港特別行政区、マカオ特別行政区

【その他連絡先リスト】

◎ 警察 : 110

◎ 消防署 : 119

◎ 交通事故 : 122

◎ 救急車 : 120または999

◎ 番号案内 : 114

◎各地公安局連絡先→http://www.cn.emb-japan.go.jp/consular_j/passflow_kanrisho_j.htm

◎カード会社連絡先→http://www.cn.emb-japan.go.jp/consular_j/credit_card_j.htm

◎医療機関(北京)リスト→http://www.cn.emb-japan.go.jp/consular_j/hospital_j.htm

◎医療アシスタンス・緊急移送会社→http://www.cn.emb-japan.go.jp/consular_j/assistance_j.htm

◎日本語のできる弁護士リスト→http://www.cn.emb-japan.go.jp/consular_j/lawyer_j.htm

【緊急時の中国語】

(下線に漢字を書いて相手にその文章を見せてください)

(日本語) 私は日本人です。_____といます。

(中国語) 我是日本人。我叫_____。

(日本語) 私は_____に泊まっています。

(中国語) 我住在_____。

(日本語) 私を_____まで連れて行ってください。

(中国語) 请送我到_____。

(日本語) (電話番号) まで電話をかけてください。

(中国語) 请拨打电话_____ (電話番号)。

(日本語) 警察を呼んでください。

(中国語) 请叫警察 (报警)。

(日本語) 救急車を呼んでください。

(中国語) 请叫救护车。

(日本語) 病院に連れて行ってください。

(中国語) 请带我去医院。

安全・生活チェックリスト

渡航前

パスポートの有効期限は大丈夫ですか？	
海外旅行保険に加入されましたか？	
外務省 海外安全ホームページの渡航情報を調べましたか？	
渡航地域の在外公館、保険会社、旅行代理店等の緊急連絡先を調べましたか？	
本邦親族、知人等に渡航先等（航空便名、ホテル名）を通知しましたか？	

長期滞在をはじめる際に

在留届は提出しましたか？（大使館のホームページから電子届出が出来ます。）	
大使館のメール配信サービス（メルマガ）を申し込みましたか？	
居留許可は取りましたか？	
臨時宿泊登記は行いましたか？	
ビザ（数次・1回）及び居留許可の期限は確認しましたか？	

滞在中の注意事項

旅券・居留許可証は携帯していますか？	
（出入国時） 5千ドル相当の外貨・2万元以上の人民元がありますか？ 3.（2）参照	
貴重文化財・違法DVDの持ち出しはないですか？	
（中国国内旅行にて） 立入り制限区域又は軍施設ではないか旅行社に確認しましたか？	
旅行先を管轄する総領事館等の電話番号等を確認しましたか？	